

(変更)

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	67	担当課	薬務衛生課
法令名	愛媛県ふぐの取扱いに関する 条例	根拠条項	条例第3条	許認可等 の内容	ふぐ取扱者の免許	
<p>○愛媛県ふぐの取扱いに関する条例 (免許)</p> <p>第3条 ふぐ取扱者 (以下「取扱者」という。) になろうとする者は、知事の免許を受けなければならない。</p> <p>2 前項の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて与える。</p> <p>(1) 知事の行う試験に合格した者</p> <p>(2) 他の都道府県において条例に基づきふぐの取扱いの免許等を受けている者</p> <p>(試験)</p> <p>第4条 試験は、取扱者としてふぐ中毒防止のために必要な衛生上の知識及び技術について行う。</p> <p>2 試験は、毎年1回以上行う。</p> <p>(免許の欠格事由)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第3条第1項の免許を与えない。</p> <p>(1) 心身の障害により取扱者の業務を適正に行うことができない者として規則で定めるもの</p> <p>(2) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者</p> <p>(3) 第13条第2項の規定により免許の取消処分を受けた後1年を経過しない者</p> <p>(4) 他の都道府県においてふぐの取扱いの免許等の取消処分を受けた後1年を経過しない者</p> <p>○愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則 (免許申請)</p> <p>第6条 条例第3条第1項の免許を受けようとする者は、別記様式第3号による免許・再免許申請書に次に掲げる書類及び条例第14条第1項第2号の免許手数料を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 他の都道府県において条例に基づきふぐの取扱いの免許等を受けている者にあつては、当該免許等を受けていることを証する書類</p> <p>(2) 医師の健康診断書</p> <p>(3) 戸籍抄本又はこれに代わるもの (条例第6条第1号の規則で定める者)</p> <p>第6条の2 条例第6条第1号の規則で定める者は、視覚又は精神の機能の障害によりふぐ取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>						